

広島県告示第691号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和8年6月8日

広島県知事 横 田 美 香

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号 アヲハタ株式会社 代表取締役 上田 敏哉
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県竹原市竹原町1678番の13 アヲハタ株式会社 竹原工場

2 申請の内容

4 イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設2基を廃止するとともに、4 イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設2基を新設する。また、既設の4 イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設4基及び污水处理施設2基の使用の方法等を変更する。さらに排水口1基の排水の汚染状態を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 4 イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設2基 廃止

(その2)新設

種 類	4 イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設 (ホイップ多機能ニーダーΣ④④)
能 力	530 L
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに

期等	工事完成予定年月日		工事着手当日		
	使用開始予定年月日		工事完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		7時～16時、9時間 (季節的変動なし)		
	項 目		通常	最大	
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)		4.5	8.0
		化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	1,000	1,200
		浮遊物質質量		30	60
		窒素含有量		100	120
		磷含有量		10	12
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		2,500	2,800
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)			43	43
汚水等の排出先		排水処理施設			
その他参考となるべき事項		同型施設2基設置			

(その3)変更

		変更前	変更後
種 類		4 イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の 用に供する原料処理施設 (ホイップ多機能ニーダーΣ①②)	
工	工事着手予定年月日	—	令和8年8月9日

期等	工事完成予定年月日	—		令和8年8月16日	
	使用開始予定年月日	—		令和8年8月17日	
使用の方法	項目	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	44	44	43	43
その他参考となるべき事項		同型施設2基設置			

(その4)変更

		変更前	変更後
種類		4 イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設 (チョッパー⑤)	
工期等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	工事着手当日
	使用開始予定年月日	—	工事完成後直ちに
その他参考となるべき事項		「ホイップ」から「果実加工場」に配置を変更	

(その5)変更

		変更前	変更後
種類		4 イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設 (エムラダイサー⑥)	
工期等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	工事着手当日
	使用開始予定年月日	—	工事完成後直ちに

その他参考となるべき事項	「ホイップ」から「果実加工場」に配置を変更
--------------	-----------------------

(その6)変更

		変更前	変更後
種	類	4 イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設 (アーシャルRAダイサー⑦)	
工期等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	工事着手当日
	使用開始予定年月日	—	工事完成後直ちに
その他参考となるべき事項		「ホイップ」から「果実加工場」に配置を変更	

(その7)変更

		変更前	変更後
種	類	4 イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設 (アーシャルDCスプリントダイサー⑧)	
工期等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	工事着手当日
	使用開始予定年月日	—	工事完成後直ちに
その他参考となるべき事項		「ホイップ」から「果実加工場」に配置を変更	

(2) 汚水等の処理の方法

(その1)変更

	変更前	変更後

種 類		排水処理施設									
工期等	工事着手予定年月日	—				許可後直ちに					
	工事完成予定年月日	—				工事着手当日					
	使用開始予定年月日	—				工事完成後直ちに					
使用の方法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後		
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
		大腸菌群数	(単位： 個/cm ³)			3,400	5,000	—	—	—	—
		大腸菌数	(単位： CFU/mL)	—	—	—	—			900	1,330

(その2)変更

		変更前				変更後					
種 類		滅菌器									
工期等	工事着手予定年月日	—				許可後直ちに					
	工事完成予定年月日	—				工事着手当日					
	使用開始予定年月日	—				工事完成後直ちに					
使用の方法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後		
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
		大腸菌群数	(単位： 個/cm ³)	1,000	1,500	100以下	100以下	—	—	—	—
		大腸菌数	(単位： CFU/mL)	—	—	—	—	260	800以下	30以下	800以下

(3) 排出水の汚染状態

(その1)変更

	変更前	変更後

排水口名	項	目	通常	最大	通常	最大
排水口	大腸菌群数	(単位： 個/cm ³)	100以下	3,000以下	—	—
	大腸菌数	(単位： CFU/mL)	—	—	30以下	800以下

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧方法

(1) 縦覧期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月29日（月）まで

(2) 縦覧方法

書面の縦覧場所 広島県環境県民局環境保全課及び西部東厚生環境事務所環境管理課並びに竹原市地域づくり課

インターネット <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/juuran-seto.html>